

## 愛知学泉短期大学の収容定員に係る学則変更届出書

令和7年11月27日

文部科学大臣 殿

学校法人 安城学園

理事長 寺 部 曜

このたび、愛知学泉短期大学の収容定員に係る学則変更について、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

## 基 本 計 画 書

基 本 計 画 書										
事 項		記 入 欄						備 考		
計 画 の 区 分		短期大学の収容定員に係る学則変更								
フ リ ガ ナ 設 置 者		ガッコウホウジン アンジョウガクエン 学校法人 安城学園								
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称		アイチガクセンタニキダイガク 愛知学泉短期大学 (Aichi Gakusen College)								
大 学 本 部 の 位 置		愛知県岡崎市舳越町上川成28番地								
大 学 の 目 的		「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することを目的とする。								
新設学部等の目的		定員未充足が続いている食物栄養学科及び幼児教育学科の収容定員を減じ、入学定員の適正化をはかることとする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
		年	人	年次人	人			年月 第 年次		
教育課程	食物栄養学科	2	40 (70)	-	80 (140)	短期大学士 (食物栄養学)	家政関係	令和8年4月 第1年次	愛知県岡崎市舳 越町上川成28番 同上	
	幼児教育学科	2	50 (120)	-	100 (240)	短期大学士 (幼児教育学)	教育学・保育学 関係	同上		
	計									
同一設置者内における 変 更 状 況 (定員の移行, 名 称 の 変 更 等 )		令和8年4月名称変更予定 愛知学泉短期大学→愛知学泉大学短期大学部 愛知学泉大学家政学部 こどもの生活学科【定員減】 (△20) (令和8年4月)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		単位	
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目	科目		
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の 教 員 (助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新	食物栄養学科	3人 (3)	2人 (2)	1人 (2)	0人 (0)	6人 (7)	3人 (3)	12人 (12)	短期大学設置基 準別表第一イに 定める基幹教員 数の四分の三の 数 4人	
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	2 (2)	1 (2)	0 (0)	6 (7)			
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		小計（a～b）	3 (3)	2 (2)	1 (2)	0 (0)	6 (7)			
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a, b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
		計（a～d）	3 (3)	2 (2)	1 (2)	0 (0)	6 (7)			
		設	幼児教育学科	3 (3)	3 (5)	1 (2)	0 (0)	7 (10)		2 (2)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)			3 (5)	1 (2)	0 (0)	7 (10)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）	3 (3)			3 (5)	1 (2)	0 (0)	7 (10)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a, b又はcに該当する者を除く）	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	3 (3)			3 (5)	1 (2)	0 (0)	7 (10)			
計	3 (3)			3 (5)	1 (2)	0 (0)	7 (10)	5 (5)	- (-)	

既 設 分	生活デザイン総合学科		4 (4)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	11 (11)	3 (3)	38 (38)	短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であつて、主要授業科目を担当するもの		4 (4)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	11 (11)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であつて、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		4 (4)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	11 (11)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であつて、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は當該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であつて、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		4 (4)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	11 (11)			
	計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	- (-)	
	合 計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	- (-)	
職 種		専 属		その他の			計		愛知学泉大学と兼務	
事 務 職 員		人		人			人			
		7 (7)		8 (8)			15 (15)			
技 術 職 員		0 (0)		0 (0)			0 (0)			
図 書 館 職 員		1 (1)		3 (3)			4 (4)			
そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)			0 (0)			
指 導 補 助 者		0 (0)		0 (0)			0 (0)			
計		8 (8)		11 (11)			19 (19)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用			計		愛知学泉大学（必要面積6,800m <sup>2</sup> ）と共に	
	校 舎 敷 地	0 m <sup>2</sup>	6,108 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>			6,108 m <sup>2</sup>			
	そ の 他	0 m <sup>2</sup>	46,536 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>			46,536 m <sup>2</sup>			
	合 計	0 m <sup>2</sup>	52,644 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>			52,644 m <sup>2</sup>			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用			計		愛知学泉大学（必要面積6,347m <sup>2</sup> ）と共に	
		7,158 m <sup>2</sup> ( 7,158 m <sup>2</sup> )	12,125 m <sup>2</sup> ( 12,125 m <sup>2</sup> )	6,816 m <sup>2</sup> ( 6,816 m <sup>2</sup> )			26,099 m <sup>2</sup> ( 26,099 m <sup>2</sup> )			
教室・教員研究室		教 室	室	教員研究室			室			
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		機械・器具 点		標本 点		
		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
		(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)		
		計								
スポーツ施設等		スポーツ施設 m <sup>2</sup>		講堂 m <sup>2</sup>		厚生補導施設 m <sup>2</sup>				

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当たり研究費等	300千円	300千円	—千円	—千円	—千円	—千円	
		共同研究費等	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	
		図書購入費	2,000千円	2,000千円	2,000千円	—千円	—千円	—千円	
		設備購入費	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	
		学生1人当たり 納付金	第1年次 1,385千円	第2年次 1,125千円	第3年次 —千円	第4年次 —千円	第5年次 —千円	第6年次 —千円	
	学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学経常費補助金、資産運用収入、雑収入等							
既設大学等の状況	大学等の名称	愛知学泉短期大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	食物栄養学科	年 2	人 70	年次人 —	人 140	短期大学士（食物栄養学）	倍 0.47	昭和25年度	愛知県岡崎市舳越町上川成28番地
	幼稚教育学科	年 2	人 120	年次人 —	人 240	短期大学士（幼稚教育学）	倍 0.31	昭和54年度	同上
既設大学等の状況	生活デザイン総合学科	年 2	人 130	年次人 —	人 260	短期大学士（地域総合科学）	倍 0.88	平成16年度	同上
	大学等の名称	愛知学泉大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	家政学部	年 4	人 80	年次人 —	人 760	学士（家政学）	倍 0.75		愛知県岡崎市舳越町上川成28番地
既設大学等の状況	管理栄養学科	年 40	人 40	年次人 —	人 160	学士（家政学）	倍 0.81	令和2年度	
	ライフスタイル学科	年 70	人 70	年次人 —	人 280	学士（家政学）	倍 0.91	令和2年度	
	子どもの生活学科						倍 0.59	令和2年度	
附属施設の概要		該当なし							

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとすること。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

## 学校法人安城学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>愛知学泉短期大学</b>				<b>愛知学泉大学短期大学部</b>				校名変更
食物栄養学科	70	—	140	食物栄養学科	40	—	80	併設する愛知学泉大学との教育・研究・学生支援などの連携を一層強化し、教育資源の有効活用と運営の効率化、学生サービスの向上、組織の一体性を明確にするため
幼児教育学科	120	—	240	幼児教育学科	50	—	100	定員変更(△30)
生活デザイン総合学科	130	—	260	生活デザイン総合学科	130	—	260	定員変更(△70)
計	320	—	640	計	220	—	440	
<b>愛知学泉大学</b>				<b>愛知学泉大学</b>				
家政学部				家政学部				
管理栄養学科	80	—	320	管理栄養学科	80	—	320	
ライフスタイル学科	40	—	160	ライフスタイル学科	40	—	160	
こどもの生活学科	70	—	280	こどもの生活学科	50	—	200	定員変更(△20)
計	190	—	760	計	170	—	680	

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

## 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学

### キャンパス位置図



### アクセス

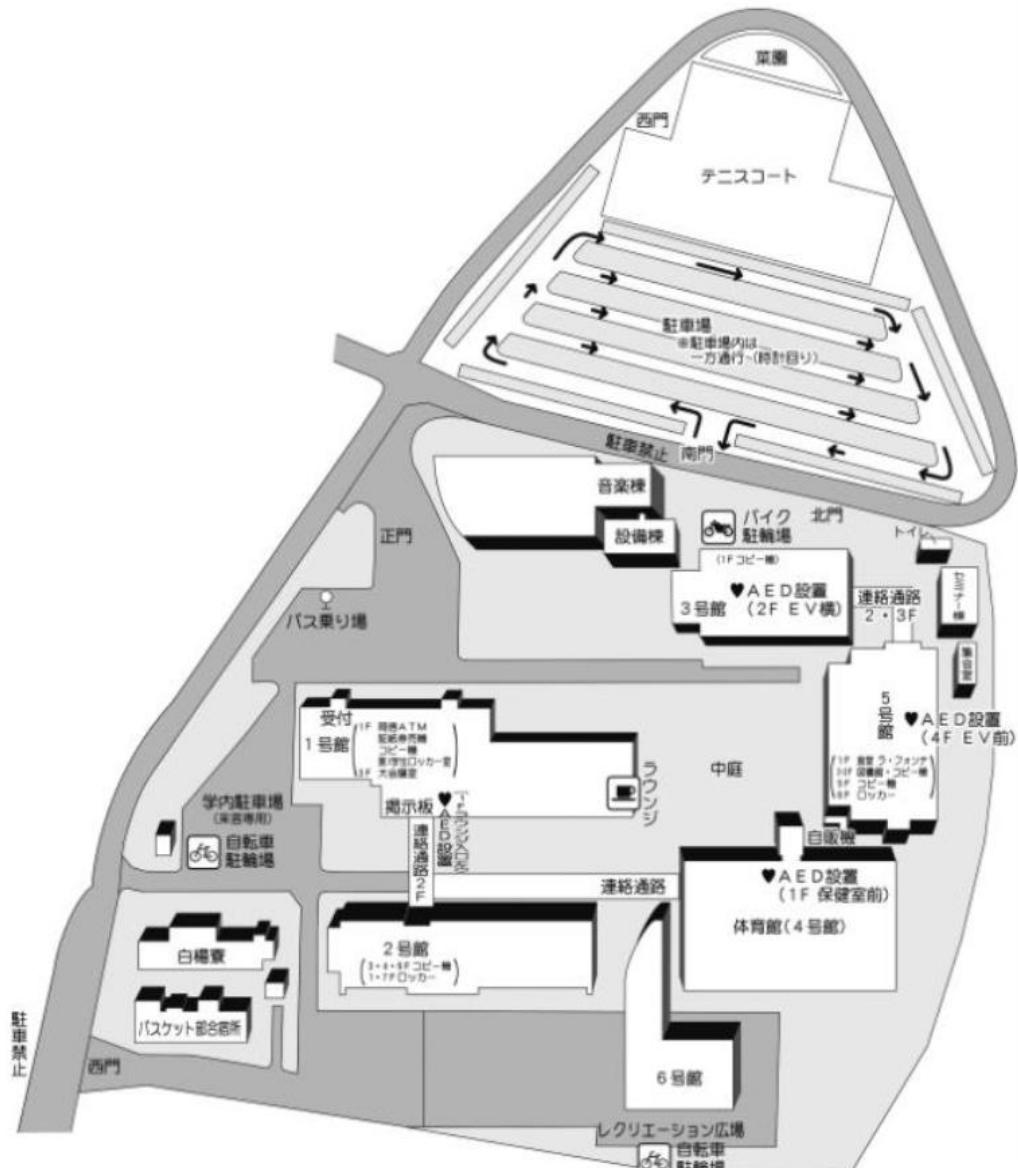
#### 〈名古屋方面から〉

- 名鉄名古屋本線「名古屋」→「東岡崎」約30分  
駅(東口)ロータリーからスクールバスで約20分
- 名鉄名古屋本線「名古屋」→「矢作橋」約37分  
駅から徒歩約15分
- 愛知環状鉄道「高蔵寺」→「北岡崎」約60分  
駅から徒歩約15分またはスクールバスで約5分
- JR東海道本線「名古屋」→「安城」約22分  
駅(北口)ロータリーからスクールバスで約20分

#### 〈豊橋・浜松方面から〉

- 名鉄名古屋本線「豊橋」→「東岡崎」約20分  
駅(東口)ロータリーからスクールバスで約20分
- JR東海道本線「浜松」→「安城」約60分  
駅(北口)ロータリーからスクールバスで約20分
- JR東海道本線「浜松」→「豊橋」(名鉄乗り換え)  
名鉄名古屋本線「豊橋」→「東岡崎」約60分  
駅(東口)ロータリーからスクールバスで約20分

(3) 校舎、運動場等の配置図



校地 52,644 m<sup>2</sup> (校舎敷地 6,108 m<sup>2</sup>、運動場 30,221 m<sup>2</sup>、その他 16,315 m<sup>2</sup>)

# 愛知学泉大学短期大学部学則(案)

## 第1章 総則

第1条 本短期大学部の目的は、「建学の精神」の実践を通して、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自律できる社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することである。

2 「建学の精神」は、以下のとおりである。

宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自律しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる力と生きる歓びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること

第2条 本短期大学部の教育目標は、社会的に自律して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②職業に関する基礎的・体系的な専門的知識・技能と③四大精神・社会人基礎力・p i s a型学力・直観力・自然体を統合的に身に付けて、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成することである。

2 本短期大学部の教育目標を教育方針に基づいて実現するために、研究所を置くことができる。

第3条 本短期大学部は、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦プログラムから構成される自学・共学システムを開発し、これに基づいて教育を行う。

第4条 本短期大学部が設置する学科の教育目標は、次のとおりである。

(1) 食物栄養学科 食物栄養学科の教育目標は、本短期大学部の教育目標と教育方針の下に、建学の精神の実践を通して社会的に自律して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②食と健康に関する専門職に必要な専門的知識・技能と③四大精神・社会人基礎力・p i s a型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

(2) 幼児教育学科 幼児教育学科の教育目標は、本短期大学部の教育目標と教育方針の下に、建学の精神の実践を通して社会的に自律して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②幼児教育及び保育に関する専門職に必要な専門的知識・技能と③四大精神・社会人基礎力・p i s a型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

(3) 生活デザイン総合学科 生活デザイン総合学科の教育目標は、本短期大学部の教育目標と教育方針の下に、建学の精神の実践を通して社会的に自律して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能と②変化する社会の中で自己の価値観を確立しながら職業の選択だけでなくライフスタイルを自らデザインできる能力に必要な専門的知識・技能と③四大精神・社会人基礎力・p i s a型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で

自己の潜在能力をさらに開発しながら職場および地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。

第5条 本短期大学部の教育目標を実現する上で必要なキャリア教育を組織的に行う。

第6条 本短期大学部の教育目標を実現する上で必要なリメディアル教育を組織的に行う。

第7条 本短期大学部は、本短期大学部の教育活動・教育に関する研究活動、管理運営活動、財務活動等の水準の維持・向上を図るために自己点検・自己評価活動を恒常的・組織的に行う。

2 前項のために自己点検・自己評価委員会を設ける。

3 自己点検・自己評価委員会に関する事項については、別に定める。

第8条 本短期大学部は、本短期大学部の教育目標を達成するために、教育対象に応じた教育内容・教育方法の改善（＝FD活動）を恒常的・組織的に行う。

2 前項のために、FD委員会を設ける。

3 FD委員会に関する事項については、別に定める。

第9条 本短期大学部の教育に関する研究の目的は、社会的に自律して生きていくために必要な以下の3つを統合的に身に付けた社会人を育成するために必要な教育に関する研究を行うことである。

(1) 四大精神と社会人基礎力とp i s a型学力

(2) スキル・リテラシー・教養等に関する一般的知識・技能

(3) 学科の種類に応じた専門的知識・技能

2 教職課程の教育に関する研究の目的は、教職課程の教育目標を実現する上で必要とする教育に関する研究を行うことである。

第10条 本短期大学部は「短期大学士」の学位を授与するにあたり、次の各号に掲げる3つのポリシーを策定する。

(1) 学位授与の方針

(2) 入学者受入れの方針

(3) 教育課程の編成・実施の方針

2 基本方針について 3つのポリシーの策定に当たっての基本方針は次の各号に掲げる通りである。

(1) 3つのポリシーは一体的で整合性あるものとして策定する。

(2) 3つのポリシーの相互関係を分かりやすく示す。

(3) 3つのポリシーは、本短期大学部に関心を持つ者が十分理解できるよう分かりやすい内容と表現にする。

3 組織・体制について 3つのポリシーを策定・見直しするための基本方針及び3つのポリシーの策定単位等について、学長を中心に検討する。その上で、3つのポリシーのための体制を整備、策定単位ごとの3つのポリシーを検討する。

4 策定単位について 3つのポリシーの本短期大学部における策定単位は、授与される学位の専攻分野ごとの課程（学位プログラム）とする。

5 本短期大学部の3つのポリシーについては、別に定める。

第11条 学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

2 本短期大学部は、定める期間ごとに、他の短期大学による相互評価を受けるものとする。

## 第2章 学科・修業年限及び定員

第12条 本短期大学部に次の学科を置く。

- (1) 食物栄養学科
- (2) 幼児教育学科
- (3) 生活デザイン総合学科

第13条 本短期大学部の修業年限は、2年とする。ただし、在学年限4年を超えてはならない。

なお、長期履修学生の修業年限は3年以上、6年以内とし、長期履修学生についての規程は別に定める。

第14条 本短期大学部の学生定員は次のとおりとする。

- |                |      |      |      |      |
|----------------|------|------|------|------|
| (1) 食物栄養学科     | 入学定員 | 40名  | 収容定員 | 80名  |
| (2) 幼児教育学科     | 入学定員 | 50名  | 収容定員 | 100名 |
| (3) 生活デザイン総合学科 | 入学定員 | 130名 | 収容定員 | 260名 |

## 第3章 授業科目及び単位数

第15条 授業科目を必修科目及び選択科目にわける。

2 各学科における授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

第16条 前条に定めるもののほか、医療管理秘書士に関する科目を置く。

2 前項の授業科目及び単位数は別表2のとおりとする。

第17条 特別の必要がある場合は臨時授業科目を増設することがある。

## 第4章 履修方法及び課程修了の認定

第18条 学生は履修しようとする授業科目を毎学期始めの指定の期日までに履修届を提出しなければならない。

第19条 本短期大学部は、授業の内容・方法等を記載した一年間の授業計画をシラバスとして学生に明示するものとする。

学生が履修した授業科目の成績は学修状態を審査して当該授業科目の担当教授が定める。

第20条 各授業科目の単位数は、短期大学部において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

3 授業の方法（講義、演習、実験若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用）に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

4 第3項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これ

らの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を別に定める。

第21条 授業科目の成績の評価は秀・優・良・可・不可をもって表わし、不可には単位を与えない。

2 成績と評価は、次のとおりとする。

成 績	評 値
100 - 90点	秀
89 - 80点	優
79 - 70点	良
69 - 60点	可
59 - 0点	不可

第22条 本短期大学部に2年以上在学し、各学科ごとに定める次の単位を修得した者は教授会の議を経て卒業を認定し、卒業証書及び短期大学士の学位を授与する。

(1) 食物栄養学科

基礎科目群より12単位以上、専門科目群より52単位以上を含め、総計64単位以上。

(2) 幼児教育学科

教養科目群より12単位以上、専門科目群より46単位以上を含め、総計62単位以上。

(3) 生活デザイン総合学科

ベーシックフィールドの科目群より14単位以上、その他4ユニット24単位以上を含め、総計64単位以上。

2 前項の学位は、次の区分によるものとする。

食物栄養学科 短期大学士（食物栄養学）

幼児教育学科 短期大学士（幼児教育学）

生活デザイン総合学科 短期大学士（地域総合科学）

3 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消すことができる。

4 学長は、前項の規程に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第23条 食物栄養学科の学生で栄養士の免許証を取得しようとする者は、前条の規程のほか栄養士法及び同法施行規則に規定された単位及び本短期大学部が別に定める細則による単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位数は別表3のとおりとする。

3 食物栄養学科の学生で医療管理秘書士の資格を取得しようとする者は、前条の規程のほか、一般社団法人医療教育協会が定める科目及び単位を修得しなければならない。

4 食物栄養学科の学生でスポーツインストラクターの資格を修得しようとする者は、前

条の規定のほか、公益財団日本スポーツクラブ協会が定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 5 幼児教育学科の学生で教育職員免許状（幼稚園教諭2種免許状）を取得しようとする者は、前条の規程のほか教育職員免許法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。
- 6 幼児教育学科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、前条の規程のほか、児童福祉法施行令および同法施行規則に定める教科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 幼児教育学科の学生でレクリエーション・インストラクターの資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、公益財団法人日本レクリエーション協会が定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 8 幼児教育学科の学生で准学校心理士の資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、一般社団法人学校心理士認定運営機構が定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 9 幼児教育学科の学生で認定絵本士の資格を取得しようとする者は、前条の規程のほか、国立青少年教育振興機構絵本専門士委員会が定める講座及び講座内容が設定されている科目の単位を修得しなければならない。
- 10 幼児教育学科の学生で社会福祉主事の任用資格を取得しようとする者は、前条の規程のほか、社会福祉法第19条第1号に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。
- 11 生活デザイン総合学科の学生で情報処理士・ビジネス実務士・ウェブデザイン実務士・上級秘書士（メディカル秘書）の資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、一般財團法人全国大学実務教育協会が定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 12 生活デザイン総合学科の学生で図書館司書の資格を取得しようとする者は、前条の規程のほか、図書館法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。
- 13 生活デザイン総合学科の学生で学校司書の認定を受けようとする者は、前条の規程のほか、文部科学省の学校司書モデルカリキュラムにおける科目及び単位を修得しなければならない。
- 14 生活デザイン総合学科の学生でレクリエーション・インストラクターの資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、公益財団法人日本レクリエーション協会が定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 15 生活デザイン総合学科の学生で介護職員初任者の資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、介護保険法施行令第3条第1項第2号及び愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領に規定された科目及び要件を修得しなければならない。受講に関する必要事項は、別に定める。
- 16 生活デザイン総合学科の学生で食生活アドバイザーの認定を受けようとする者は前条の規程のほか、一般社団法人FLAネットワーク協会が定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 17 生活デザイン総合学科の学生でフードスペシャリストの資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会が定める科目及び単位を

修得し協会が定める試験に合格しなければならない。

- 18 生活デザイン総合学科の学生でスポーツインストラクターの資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、公益財団法人日本スポーツクラブ協会が定める科目及び単位を修得し協会が定める試験に合格しなければならない。
- 19 生活デザイン総合学科の学生でピアヘルパーの資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、NPO法人日本教育カウンセラー協会が定める科目及び単位を修得し協会が定める試験に合格しなければならない。
- 20 生活デザイン総合学科の学生で健康管理士一般指導員の資格を取得しようとする者は前条の規定のほか、特定非営利活動法人日本成人病予防協会が定める科目及び単位を修得し協会が定める試験に合格しなければならない。
- 21 生活デザイン総合学科の学生でデータサイエンス・AI 実務パスポートの資格を取得しようとする者は前条の規程のほか、一般財団法人全国大学実務教育協会が定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 22 生活デザイン総合学科の学生で社会福祉主事の任用資格を取得しようとする者は、前条の規程のほか、社会福祉法第19条第1号に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。

第24条 各授業科目において欠課時数が授業時数の3分の1を超えた者は、当該授業科目の単位を修得することが出来ない。

第25条 正当事由によって試験に欠席した者は願いによって追試験を受けることができる。

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本短期大学部の第1学年に入学する前に短期大学又は大学において履修して、修得した単位を、15単位を超えない範囲で、入学後の本短期大学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項による単位認定の取扱いについては、別に定める。

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学及び大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることができる。

2 前項の規程により学生が留学して得た学修の成果については、15単位を超えない範囲で本短期大学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

## 第5章 学年学期及び休業日

第28条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第29条 学年を分けて次の2期とする。

第1期 4月1日から9月14日まで

第2期 9月15日から翌年3月31日まで

2 第1項の規程にかかわらず、学長は必要に応じて前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

第30条 学年中定期に授業を行わない日を次のとおりとする。

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日

本短期大学部創立記念日（11月22日）

春季休業 3月15日から4月4日まで

夏季休業 7月22日から9月20日まで

冬季休業 12月21日から1月10日まで

2 学長が必要と認めるときは前項の授業を行わない日を変更し、又はこれらの日に授業・実習を課することがある。

第31条 一年間の授業期間は原則として、定期試験等を含め、35週にわたるものとする。

## 第6章 入学・休学・復学・転学・転学科及び退学

第32条 入学期は、原則として毎学年の始めとする。

2 前項の規程にかかわらず、学期の区分に従い入学させることができる。

第33条 本短期大学部に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項及び学校教育法施行規則第150条の規程により次の各号の一に該当し本短期大学部の行う選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定を含む）に合格した者
- (6) その他本短期大学部において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第34条 次の各号の一に該当する者は欠員ある場合に限り学年の始めにおいて選考の上入学を許可することがある。

- (1) 本短期大学部を退学した者で再び同一学科に入学を志願する者
- (2) 他の大学の学生で当該学長の承認を得て同一学科に転学を志願する者ただし、栄養士の資格を得ようとする者は別に定める細則によらなければならない。

第35条 前2条の規程により入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定期間に内に本短期大学部に提出しなければならない。

第36条 入学を許可された者は所定の期日までに所定の入学金を納入するとともに、誓約書、その他短期大学部の必要とする書類を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が故なく前項の手続きをしないときは入学の許可はその効力を失う。

3 誓約書は保証人連署とし、その学生の在学中本人に関する一切の事項について保証しなければならない。

第37条 本人若しくは保証人の身分又は住所の変動があったときは直ちに届けなければならぬ。

第38条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き1ヶ月欠席し、なお2ヶ月以上修学することが出来ない者は保証人連署で休学を願い出ることが出来る。ただし、疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。休学期間はこれを在学年数に通算しない。

第39条 休学期間は1ヶ年とする。

ただし、休学期間にあってもその疾病又は事故が止んだ時は願いによって復学することが出来る。

第40条 他の大学に転学しようとする者には調査の上、正当の事由があると認めた場合はこれを許可することがある。

2 本短期大学部の他の学科に転学科しようとする者には各学期の始めに、学科の定員に欠員があり正当な事由があると認めた場合に、審査の上これを許可することがある。

3 転学科に関する必要事項は、別に定める。

第41条 退学しようとする者はその事由を詳記し保証人連署で願い出なければならない。

ただし疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。

## 第7章 授業料・入学校料及び入学検定料等

第42条 本短期大学部の授業料、入学校料及び入学検定料等は別に定める。

2 授業料を6ヶ月以上滞納した場合は原則として除籍する。

第43条 授業料は次の2期に分納するものとし、年額の2分の1ずつを毎期始めの月の10日までに納入する。

第1期 自 4月至9月

第2期 自10月至3月

ただし、特別の事情のある者は月々分納することを許可することがある。

第44条 授業料は病気その他自己の都合による欠席又は停学の場合であってもこれを納入する。

2 休学が認められた者は別に定める学籍管理料を納入する。

第45条 転学・退学の者でもその期間の授業料は納入しなければならない。

第46条 学生のうち、特に優れている者には特待生として授業料の全額又は半額を免除することがある。

第47条 真にやむを得ない事情により学資の支弁が困難と認められる学生に対しては、保証人連署の届け出によって授業料その他の諸経費全額又はその一部を減免し又は貸与することがある。ただしこの貸費生については卒業後において一定の義務条件を付することがある。貸費給費生に対する義務規程は学長が別に定める。

第48条 既納の授業料その他の諸経費はいかなる事由があっても返還しない。ただし、入学手続き完了後に入学を辞退する者で所定の手続きを経た者はこの限りでない。

## 第8章 委託生・研究生・科目等履修生・外国人留学生

第49条 本短期大学部に委託生の制度を設け、他の機関からの委託により本短期大学部の授業を受講させることがある。

2 委託生に関する細則は別に定める。

第50条 本短期大学部において特別の事項について研究しようとするものがある場合、学長は研究生の入学を許可することがある。

2 研究生に関する細則は別に定める。

第51条 本短期大学部の学生以外の者で本短期大学部が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として履修を認め、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する細則は別に定める。

第52条 外国公館の依頼又は私費による外国人留学生を収容して受講させることがある。

2 外国人留学生に関する細則は別に定める。

## 第9章 賞罰

第53条 学長は本短期大学部学生で身体健全、成績が特に優秀な者又は特殊な行為があつて他の模範となる者と認めたときにはこれを表彰することができる。

第54条 表彰は概ね次の通りとする。

賞状、賞品、授業料の減免

第55条 学長は本短期大学部の教育理念及び学則に違反し、本短期大学部の学生としてあるまじき行為のあった者に対して訓告・謹慎・停学・退学の処分をする権限をもつ。

2 懲戒処分に関する細則については、別に定める。

第56条 前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当の事由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

## 第10章 職員組織

第57条 本短期大学部に次の職員を置く。

学長

副学長

学科長

教授、准教授

講師、助教

助手

事務職員、技術職員

保健師

## 第11章 教授会

第58条 短期大学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、次に掲げる学校教育法上の教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり、学園及び短期大学部の方針に基づいて教育研究に関する専門的な観点から意見を述べることができる。
  - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - 二 学位の授与
  - 三 前二号に掲げるものの他、学校教育法上の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、学長等が司る学校教育法上の教育研究に関する事項について、学長・学科長等の求めに応じ、学園及び短期大学部の方針に基づいて教育研究に関する専門的な観点から意見を述べることができる。
- 4 教授会は、学長・副学長及び教授をもって構成する。ただし、准教授・講師の中から学長が指名する者を構成員とすることができる。また、学長は教授会運営に必要な職員を出席させることができる。
- 5 教授会に関する細則は別に定める。

## 第12章 図書館その他附属施設

第59条 本短期大学部に図書館を設備し、学生の自由閲覧に供する。ただし、図書館に関する規則は別に定める。

第60条 学生は本短期大学部の指定する実習施設において実地の研究をすることができる。

## 第13章 学生寮

第61条 本短期大学部に学生寮を置き、学生の願い出により選考の上入寮を許可する。

- 2 学生寮に関する規則は別に定める。

## 第14章 公開講座

第62条 本短期大学部の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する必要な事項は別に定める。

## 第15章 その他

第63条 本短期大学部の卒業生で学術特に優秀・身体強健・思想堅実な者は研究員として国内又は国外に派遣して研究に従事させることがある。

## 附 則

- 1 本学則は昭和30年4月1日から施行する。
- 2 本学則は昭和35年4月1日から改正施行する。
- 3 本学則は昭和38年4月1日から改正施行する。
- 4 本学則は昭和42年4月1日から改正施行する。
- 5 本学則は昭和45年4月1日から改正施行する。
- 6 本学則は昭和46年4月1日から改正施行する。
- 7 本学則は昭和47年4月1日から改正施行する。
- 8 本学則は昭和48年4月1日から改正施行する。
- 9 本学則は昭和49年4月1日から改正施行する。
- 10 本学則は昭和50年4月1日から改正施行する。
- 11 本学則は昭和51年4月1日から改正施行する。
- 12 本学則は昭和52年4月1日から改正施行する。
- 13 本学則は昭和53年4月1日から改正施行する。
- 14 本学則は昭和54年4月1日から改正施行する。
- 15 本学則は昭和55年4月1日から改正施行する。
- 16 本学則は昭和56年4月1日から改正施行する。
- 17 本学則は昭和57年4月1日から改正施行する。
- 18 本学則は昭和58年4月1日から改正施行する。
- 19 本学則は昭和61年4月1日から改正施行する。
- 20 本学則は昭和62年4月1日から改正施行する。
- 21 本学則は昭和63年4月1日から改正施行する。
- 22 本学則は平成1年4月1日から改正施行する。
- 23 本学則は平成2年4月1日から改正施行する。
- 24 本学則は平成3年4月1日から改正施行する。
- 25 本学則は平成4年3月14日から改正施行する。
- 26 本学則は平成4年4月1日から改正施行する。
- 27 本学則は平成5年4月1日から改正施行する。

(平成5年度入学生から適用する、ただし平成4年度以前の入学生については従前の規程による。)

- 28 本学則は平成6年4月1日から改正施行する。

(平成6年度入学生から適用する、ただし平成5年度以前の入学生については従前の規程による。)

- 29 本学則は平成7年4月1日から改正施行する。

(平成7年度入学生から適用する、ただし平成6年度以前の入学生については従前の規程による。)

- 30 本学則は平成8年4月1日から改正施行する。

(平成8年度入学生から適用する、ただし平成7年度以前の入学生については従前の規程による。)

- 31 本学則は平成9年4月1日から改正施行する。

(平成9年度入学生から適用する、ただし平成8年度以前の入学生については従前の規程による。)

- 32 本学則は平成10年4月1日から改正施行する。

(平成10年度入学生から適用する、ただし平成9年度以前の入学生については従前の規程による。)

3 3 本学則は平成 11 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 11 年度入学生から適用する、ただし平成 10 年度以前の入学生については従前の規程による。)

3 4 本学則は平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 12 年度入学生から適用する、ただし平成 11 年度以前の入学生については従前の規程による。)

3 5 本学則は平成 13 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 13 年度入学生から適用する、ただし平成 12 年度以前の入学生については従前の規程による。)

3 6 本学則は平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 14 年度入学生から適用する、ただし平成 13 年度以前の入学生については従前の規程による。)

3 7 本学則は平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 15 年度入学生から適用する、ただし平成 14 年度以前の入学生については従前の規程による。)

3 8 本学則は平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 16 年度入学生から適用する、ただし平成 15 年度以前の入学生については従前の規程による。)

3 9 本学則は平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 17 年度入学生から適用する、ただし「第 7 章 授業料・入学料及び入学検定料等」の規程においては平成 16 年度以前の入学生についても適用する。)

4 0 本学則は平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 18 年度入学生から適用する、ただし「第 4 章 履修方法及び課程修了の認定」の短期大学士においては平成 18 年 3 月 1 日施行する。)

4 1 本学則は平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 19 年度入学生から適用する。介護保険法の改正に伴う名称の変更及び授業科目の一部変更。大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う変更については平成 18 年度以前の入学生についても適用する。また、職員組織における従来の「助教授」については、当分の間置くこととする。)

4 2 本学則は平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 20 年度入学生から適用する。幼児教育学科の定員を変更する。短期大学設置基準等の一部改正に伴う変更及び生活デザイン総合学科の授業科目の一部変更等。)

4 3 本学則は平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 21 年度入学生から適用する。生活デザイン総合学科の授業科目一部追加等。)

4 4 本学則は平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 22 年度入学生から適用する。教育職員免許法施行規則改正に伴う幼児教育学科の授業科目の一部変更「教職実践演習（幼）」新設。)

(幼児教育学科の授業科目一部変更。生活デザイン総合学科の授業科目一部変更。)

(「学年学期及び休業日」の一部変更。)

4 5 本学則は平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 23 年度入学生から適用する。)

1. 学校教育法及び学校教育法施行規則等の改正に伴う変更。（平成 22 年 4 月 24 日理事会決議）

2. 児童福祉法施行規則の改正に伴う幼児教育学科の授業科目一部変更。（平成 22 年 9 月 24 日理事会決議）

4 6 本学則は平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 24 年度入学生から適用する。生活デザイン総合学科の授業科目一部変更。)

4 7 本学則は平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 25 年度入学生から適用する。食物栄養学科の授業科目一部変更。生活デザイン総合学科の授業科目一部変更。)

4 8 本学則は平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 26 年度入学生から適用する。食物栄養学科、幼児教育学科、生活デザイン総合学科の授業科目一部変更。成績評価方法の変更。)

4 9 本学則は平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

5 0 本学則は平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 27 年度入学生から適用する。幼児教育学科の資格取得に係る条文追加及び授業科目一部変更。)  
(平成 28 年度入学生から適用する。生活デザイン総合学科の授業科目一部変更。)

5 1 本学則は平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 29 年度入学生から適用する。幼児教育学科の授業科目一部変更。生活デザイン総合学科の取得資格の名称変更「ビジネス実務士<sup>⑩</sup>」「情報処理士<sup>⑩</sup>」、「スポーツインストラクター」)  
(学則第1章総則の変更。)

5 2 本学則は平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 30 年度入学生から適用する。食物栄養学科・生活デザイン総合学科の入学定員・収容定員の変更。)  
(食物栄養学科・生活デザイン総合学科の授業科目一部変更。)

(生活デザイン総合学科の取得資格の名称変更。「ビジネス実務士」「情報処理士」「上級秘書士（メディカル））

5 3 本学則は平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

(平成 31 年度入学生から適用する。教職再課程認定及び保育士養成施設運営基準の変更に伴う幼児教育学科の授業科目一部変更。)

5 4 本学則は令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

(令和 2 年度入学生から適用する。幼児教育学科の授業科目一部変更。生活デザイン総合学科授業科目一部変更。食物栄養学科の栄養士施行規則の別表 3 教育内容及び証明書の表示変更。)

5 5 本学則は令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。

(履修方法及び課程修了の認定について追記変更。幼児教育学科の資格「准学校心理士」の追加。)

5 6 本学則は令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

(科目等履修生の学則第 51 条 1 項の条文変更。幼児教育学科の授業科目一部変更。幼児教育学科の資格「認定絵本士」の追加。食物栄養学科の授業科目一部変更。生活デザイン総合学科の授業科目一部変更。)

5 7 本学則は令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。

(生活デザイン総合学科の資格の追加、授業科目一部変更。)

5 8 本学則は令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

(食物栄養学科の授業科目一部変更。生活デザイン総合学科の授業科目一部変更。幼児教育学科の

授業科目一部変更。第 20 条の条文変更)

5 9 本学則は令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

(第1章総則における語句の変更 (自立から自律へ))

(「建学の精神」と「四大精神」の用語使用の整理)

(食物栄養学科の取得資格廃止、追加に伴う授業科目一部変更、及び取得資格の一部変更。幼児教育学科の取得資格の一部変更。生活デザイン総合学科の授業科目一部変更、及び取得資格に伴う授業科目の一部変更。第 23 条の条文変更)

6 0 本学則は令和 8 年 4 月 1 日から改正施行する。

(愛知学泉短期大学から愛知学泉大学短期大学部へ名称変更に伴う変更。食物栄養学科及び幼児教育学科の学生定員の変更))

別表1-1 食物栄養学科の授業科目および単位数

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
基礎科目	無限の可能性開発講座Ⅰ	1	
	無限の可能性開発講座Ⅱ	1	
	キャリアデザイン講座	1	
	健康スポーツ	1	
	実用英語	1	
	中国語		1
	韓国語		1
	科学概論		2
	生命科学		2
	心理学		2
	人間関係論		2
	生活と法律		2
	情報処理演習		1
	数理・データサイエンス・AIリテラシー	2	
	合 計	7	13
専門基礎科目	公衆衛生学	2	
	社会福祉概論	2	
	解剖学	2	
	生理学	2	
	解剖生理学実験	1	
	生化学	2	
	病理学	2	
	食品学Ⅰ	2	
	食品学Ⅱ	2	
	食品衛生学	2	
	食品と衛生実験	1	
	食品材料実験	1	
	食品と栄養実験	1	
	栄養学	2	
	ライフステージ栄養	2	
専門科目	ライフステージ食事	1	
	臨床栄養学	2	
	臨床栄養実習	1	
	健康と運動	2	
	食介護・栄養ケアマネジメント		2
	栄養カウンセリング	2	
	栄養カウンセリング実習	1	
	栄養教育	2	
	栄養教育実習	1	
	公衆栄養	2	
	給食管理理論	2	
	給食管理実習Ⅰ	1	
	給食管理実習Ⅱ	1	
	栄養士学外実習		1
	調理科学	2	
	調理Ⅰ	1	
	調理Ⅱ	1	
	調理Ⅲ	1	
	食物アレルギー概論		2
	食物アレルギー実習		1
	保育の基礎講座		2
	特別演習	1	
	栄養士学外実習指導	1	
	栄養士実力認定試験対策講座	1	
	アスリートの栄養学		2
	スポーツ栄養マネジメント		1
連科医療士管理制度	医療管理学		2
	医療秘書学		2
	医療保険制度		2
	医療保険実務演習		1
合 計		52	18

別表1-2 幼児教育学科の授業科目および単位数

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
教 養 科 目	基礎教養	無限の可能性開発講座 I	1
		無限の可能性開発講座 II	1
		日本国憲法	2
		文章表現とコミュニケーション	2
	保健	体育講義	2
		体育実技	1
	外国語	英会話	2
	情報機器の操作	情報処理演習	2
		数理・データサイエンス・AIリテラシー	2
	キャリアデザイン	1	
	保育・教育就職講座	1	
合 計		11	6
専 門 科 目	第一 系 列	保育原理	2
		社会福祉	2
		社会的養護 I	2
		子ども家庭福祉	2
		教育原理	2
		教育制度論	2
		保育者論	2
	子ども家庭支援論		2
	第二 系 列	保育の心理学	2
		子ども家庭支援の心理学	2
		教育心理学	2
		幼児理解	2
		子どもの保健	2
		子どもの食と栄養	2
		幼児と環境	1
	幼児と言葉		1
	第三 系 列	保育内容総論	1
		教育課程論	2
		保育の計画と評価	2
		保育内容（健康）	1
		保育内容（人間関係）	1
		保育内容（環境）	1
		保育内容（言葉）	1
		保育内容（表現）	1
		保育内容と指導法の総合演習 I (こどもまつり I)	1
		保育内容と指導法の総合演習 II (こどもまつり II)	1
		乳児保育 I	2
		乳児保育 II	1
		子どもの健康と安全	1
		障がい児保育	2
	特別 支 援 教 育 系 列	特別支援教育	2
		社会的養護 II	2
		幼児教育方法	2
		教育相談	2
		子育て支援	1
		指導法研究 I (幼児学セミナー I)	1
		指導法研究 II (幼児学セミナー II)	1

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
第四 系 列	幼児表現（音楽 I）	1	
	幼児表現（音楽 II）	1	
	幼児表現（音楽 III）		1
	子どもの音楽表現		2
	幼児表現（造形 I）	1	
	幼児表現（造形 II）	1	
	子どもの造形		2
	幼児と健康 I	1	
	幼児と健康 II	1	
	子どもの体育		2
第五 系 列	児童文化		1
	レクリエーション論		2
	レクリエーション実技		1
	保育表現講座		2
	保育・教職実践演習(幼)	2	
	保育実習指導 I		1
	保育実習指導 II		1
	保育実習 I		2
	保育実習 II		2
	施設実習指導 I		1
科 目	施設実習指導 II		1
	施設実習 I		2
	施設実習 II		2
	教育実習事前事後指導		1
	教育実習 I		1
その他	教育実習 II		3
	ボランティア実習		1
合 計		34	64

別表1-3 生活デザイン総合学科の授業科目および単位数

フィールド	ユニット	授業科目	必修	選択	自由	備考
ペーシックフィールド	共通ユニット	無限の可能性開発講座 I	1			
		無限の可能性開発講座 II	1			
		キャリアデザイン I	1			
		キャリアデザイン II	1			
		キャリアデザイン III	1			
		キャリアデザイン IV	1			
		キャリアデザイン V	1			
		学びとライフプランニング I	1			
		学びとライフプランニング II	1			
		総合ゼミナール I	1			
A.I.・ビジネスフィールド	教養ユニット	総合ゼミナール II	1			
		数理・データサイエンス・AIリテラシー	2			
		健康管理論	2			
		心のはたらき	2			
		社会のしくみ	2			
		国際理解	2			
		生涯学習概論	2			
		世界の観光事情	2			
		生涯スポーツ	1			
		日本語表現法	1			
ブード・ライフフィールド	ビジネススタディユニット	日本語文法と読解	1			
		ジェンダーと社会	2			
		子どもの発達と社会	1			
		人間関係の心理	1			
		茶華道入門	1			
		AIと社会	2			
		日本事情	2			
		現代日本社会	2			
		日本文化史	2			
		日本語文法 I	1			
A.I.・ビジネスフィールド	情報デザインユニット	日本語文法 II	1			
		日本語日常会話	1			
		文章コミュニケーション	1			
		デジタルコンテンツ	2			
		Word演習	1			
		Excel演習	1			
		データベース演習	1			
		Power Point演習	1			
		応用統計手法	2			
		実践事例研究	2			
A.I.・ビジネスフィールド	オフィススタディユニット	データ解析と A.I.	2			
		デジタルマーケティング	2			
		CG演習(フォトショップ)	1			
		CG演習(イラレーター)	1			
		デジタル映像演習	1			
		Webデザイン基礎演習	1			
		Webデザイン応用演習	1			
		Webプログラミング演習	1			
		ビジネス実務総論	2			
		コミュニケーション能力開発	2			
A.I.・ビジネスフィールド	ビジネススタディユニット	ビジネス文書	2			
		ビジネス実務基礎演習	1			
		ビジネス実務応用演習	1			
		経済のしくみ	2			
		マーケティング	2			
		企業・経営のしくみ	2			
		簿記基礎演習	1			
		簿記応用演習	1			
		フードクリエイティブユニット				
		フード・ライフスタイル	2			
ブード・ライフフィールド	フードスペシャリストユニットI	ホーム・クッキング	2			
		東洋・西洋の料理	2			
		スイーツ実習	2			
		食品の官能と鑑別	2			
		食物学	2			
		食品の加工	2			
		食品の加工実習	1			
		食品の安全	2			
		フードスペシャリスト	2			
		フードコーディネート	2			
A.I.・ビジネスフィールド	インテリアユニット	調理学	2			
		栄養と健康	2			
		住まいの文化	2			
		住居管理	2			
		インテリアデザイン	1			
		環境デザイン	1			
		リビングスタイル演習	1			
		図書館サービスユニット				
		図書館概論	2			
		図書館情報技術論	2			
図書館フィールド	図書・資料ユニット	図書館サービス概論	2			
		児童サービス論	2			
		情報サービス論	2			
		情報サービス演習 I	1			
		情報サービス演習 II	1			
		図書館制度・経営論	2			
		図書館情報資源論	2			
		情報資源組織論	2			
		情報資源組織演習(目録)	1			
		情報資源組織演習(分類)	1			
オープンフィールド	オーブンフィールド	図書館総合演習	1			
		図書館実習	1			
		学校図書館概論				
		学校図書館サービス論				
		学校教育概論				
		学習指導と学校図書館				
		読書と豊かな人間性				
		スピーキング	1			
		TOEICリスニング	1			
		TOEICリーディング	1			
国際交流フィールド	英語・留学ユニット	カレッジ英文法	1			
		欧米の文化と社会	2			
		トラベル・ホームステイングリッシュ	1			
		アジアの文化と社会	2			
		韓国の文化と社会	2			
		中国語会話	1			
		韓国語会話 I	1			
		韓国語会話 II	1			
		ハングルの理解	1			
		アバラン商品論	2			
アート・ショウ・アートフィールド	アート・ショウ・アートユニット	アバランビジネス論	2			
		アバラントレンド演習	1			
		アバラントレンド演習	1			
		アバランカリチャード	1			
		アバランセサリーズ	1			
		アバランコーディネート演習	1			
		コスチュームデザイン	2			
		アバランCAD	1			
		アバランパターンメイキング	1			
		アバラン造形	2			
アート・ショウ・アートフィールド	アート・ショウ・アートユニット	やさしいソービング	1			
		キッズアート	1			
		アバランドローリング	1			
		美容の科学	2			
		メイクの基礎と応用	1			
		ネイルアート I (ベーシック編)	1			
		ネイルアート II (グレードアップ編)	1			
		アロマテラピー	1			
		ブライダル演習 I	1			
		ブライダル演習 II	1			
アート・ショウ・アートフィールド	アート・デザインユニット	色彩と表現	2			
		染色デザイン	1			
		クリエイティブデザイン	1			
		基礎デザイン	1			
		デッサン	1			
		生活と雑貨	1			
		陶芸・生活アート	1			
		マンガ・アニメーション演習	1			
		レクリエーション論	2			
		フィジカルトレーニング	1			
アート・ショウ・アートフィールド	アート・ショウ・アートユニット	エアロビクス	1			
		レクリエーション実技	1			
		チームスポーツ演習	1			
		レクリエーション実習	1			
		ヒップホップ・ダンス	1			
		アウトドア演習	1			
		経済のしくみ	2			
		社会福祉概論	2			
		老人福祉論	2			
		医学一般	2			
アート・ショウ・アートフィールド	介護ユニット	こころとからだのしくみ	1			
		介護初任者研修課程 I	2			
		介護初任者研修課程 II	2			
		介護初任者研修課程 III	2			
		介護初任者研修課程 IV	2			
		メディカル秘書ユニット				
		秘書学概論	2			
		メディカル秘書概論	2			
		メディカル秘書実務	2			
		診療報酬請求事務(レセプト業務)	2			
アート・ショウ・アートフィールド	学外体験ユニット	秘書実務 I	1			
		秘書実務 II	1			
		ショップ・プロデュース	1			
		ボランティア活動	1			
		海外語学研修	2			
		履修単位8単位まで認定				留学含む
		はじめのパソコン操作&文書作成				6~7回講座
		ワードでビジュアルな文書作成				6~7回講座
		パワーポイントで簡単スライド作成				6~7回講座
		Webデザイン				6~7回講座
オーブンフィールド	オーブンフィールド	茶道入門				6~7回講座
		華道入門				6~7回講座
		フussion・アセサリー制作				6~7回講座
		介護・福祉セミナー				6~7回講座
		レクリエーションセミナー				6~7回講座
		基礎から学ぶ料理				6~7回講座
		学則 - 17				

別表2 (第16条第2項関係)

医療管理秘書士に関する科目および単位数

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
医療管理秘書士に関する科目	医療管理学		2
	医療秘書学		2
	医療保障制度		2
	医療保険実務演習		2
計		0	7

※規程単位数は医療教育協会で指定してものです

別表3 (第23条第2項関係)  
栄養士法施行規則（教育内容）

専門科目	教育内容	規定単位	授業科目名	学則規定単位		履修方法				
				講義 又は演習	実験 又は実習	講義 又は演習	実験 又は実習	講義	演習	実験
社会生活と健康	社会生活と健康	4	公衆衛生学	2		2				
			社会福祉概論	2		2				
	人体の構造と機能	8	解剖学	2		2				
			生理学	2		2				
			解剖生理学実験		1					1
			生化学	2		2				
			病理学	2		2				
食品と衛生	食品と衛生	6	食品学Ⅰ	2		2				
			食品学Ⅱ	2		2				
			食品衛生学	2		2				
			食品と衛生実験		1					1
			食品材料実験		1					1
			食品と栄養実験		1					1
栄養と健康	栄養と健康	8	栄養学	2		2				
			ライフステージ栄養	2		2				
			ライフステージ食事		1					1
			臨床栄養学	2		2				
			臨床栄養学実習		1					1
			健康と運動	2		2				
栄養の指導	栄養の指導	6	栄養カウンセリング	2		2				
			栄養カウンセリング実習		1					1
			栄養教育	2		2				
			栄養教育実習		1					1
			公衆栄養	2		2				
給食の運営	給食の運営	4	給食管理理論	2		2				
			給食管理実習Ⅰ(内)		1					1
			給食管理実習Ⅱ(内)		1					1
			栄養士学外実習		1					1
			調理科学	2		2				
			調理Ⅰ		1					1
			調理Ⅱ		1					1
			調理Ⅲ		1					1

## 栄養士課程履修証明書

本籍地

氏名

平成 年 月 日生

上記の者は、下記の栄養士課程を履修したことを証明する。

令和 年 月 日

栄養士養成施設 愛知学泉大学短期大学部食物栄養学科

栄養士養成施設長 安藤 正人

記

専 門 教 育 関 係	規定科目	規定単位		学則規定科目	学則規定 単位		備考	
		講義 演習	実験 実習		講義 演習	実験 実習		
専 門 教 育 関 係	社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2			
				社会福祉概論	2			
	人体の構造と機能	8		解剖学	2			
				生理学	2	1		
	食品と衛生	6		解剖生理学実験				
				生化学	2			
				病理学	2			
				食品学Ⅰ	2			
				食品学Ⅱ	2			
				食品衛生学	2			
				食品と衛生実験		1		
				食品材料実験		1		
				食品と栄養実験		1		
	栄養と健康	8	10	栄養学	2			
				ライフステージ栄養	2			
	栄養の指導	6		ライフステージ食事	2	1		
				臨床栄養学	2	1		
				臨床栄養学実習				
				健康と運動	2			
				栄養カウンセリング	2			
				栄養カウンセリング実習		1		
				栄養教育	2	1		
				栄養教育実習				
				公衆栄養	2			
	給食の運営	4		給食管理理論	2			
				給食管理実習Ⅰ		1		
				給食管理実習Ⅱ		1		
				栄養士学外実習		1		
				調理科学				
				調理Ⅰ	2	1		
				調理Ⅱ		1		
				調理Ⅲ		1		

## 学則の変更事項を記載した書類

### 1 変更の事由

本学では、近年の入学者動向や本学を取り巻く入学者並びに社会的状況を踏まえ、教育の質の維持・向上と持続可能な学科運営を目的として、入学定員の見直しを行うこととした。

食物栄養学科においては、平成 30 年度以降、令和 4 年度を除き入学定員を下回る状況が続いている。少子化の進行や進学志向の多様化などにより、安定した志願者確保が難しくなっている現状を踏まえ、収容定員と実態との乖離を是正し、教育内容および学修環境の適正な維持を図るために、入学定員を減じることとした。

また、幼児教育学科においても、平成 28 年度以降、入学定員を満たしていない状況が続いている、とりわけ近年は志願者数・入学者数ともに年々減少傾向にある。少子化や地域内の保育・教育系学科の競合状況などを踏まえ、定員を現状に即した規模へと適正化することで、学生一人ひとりへの教育支援をより充実させる体制を整えることを目的として、入学定員の減員を行うものである。

これらの措置により、両学科ともに教育資源の最適配分を図り、地域社会のニーズに応じた人材育成を一層推進していく。

### 2 変更点

学則第 14 条における食物栄養学科の学生定員について、令和 8 年 4 月 1 日から入学定員を 70 名から 40 名に、収容定員を 140 名から 80 名に変更する。

また、幼児教育学科の学生定員についても、令和 8 年 4 月 1 日から入学定員を 120 名から 50 名に、収容定員を 240 名から 100 名に変更する。

愛知学泉大学短期大学部学則変更部分の新旧対照表

新	旧
第2章 学科・修業年限及び定員	第2章 学科・修業年限及び定員
第14条 本学の学生定員は次のとおりとする。	第14条 本学の学生定員は次のとおりとする。
(1) 食物栄養学科 入学定員 <u>40名</u> 収容定員 <u>80名</u>	(1) 食物栄養学科 入学定員 <u>70名</u> 収容定員 <u>140名</u>
(2) 幼児教育学科 入学定員 <u>50名</u> 収容定員 <u>100名</u>	(2) 幼児教育学科 入学定員 <u>120名</u> 収容定員 <u>240名</u>
(3) 生活デザイン総合学科 入学定員 130名 収容定員 260名	(3) 生活デザイン総合学科 入学定員 130名 収容定員 260名
附 則	附 則
1 本学則は昭和30年4月1日から施行する。  (以下中間年度の記述は省略)	1 本学則は昭和30年4月1日から施行する。  (以下中間年度の記述は省略)
60 本学則は令和8年4月1日から改正施行する。(愛知学泉短期大学から愛知学泉大学短期大学部へ名称変更に伴う変更。 <u>食物栄養学科及び幼児教育学科の学生定員の変更</u> )	

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### ア 学則変更（収容定員変更）の内容

学則第14条における食物栄養学科の学生定員について、令和8年4月1日から入学定員を70名から40名に、収容定員を140名から80名に変更する。

また、幼児教育学科の学生定員についても、令和8年4月1日から入学定員を120名から50名に、収容定員を240名から100名に変更する。

### イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

食物栄養学科は、平成30年度以降、令和4年度を除き入学定員を下回る状況が続いている。少子化や進学志向の多様化により安定した志願者確保が困難となっているため、教育の質を維持しつつ学科運営の適正化を図る観点から、入学定員を減じることとした。

幼児教育学科は、平成28年度以降、入学定員を満たしておらず、近年は志願者数・入学者数ともに減少傾向にある。こうした状況を踏まえ、教育体制の適正化および学生支援の充実を図るために、入学定員を減員するものである。

### ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の内容変更

#### （ア） 教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更はないが、短期大学として「AI利活用科目」を新たに開設することを検討している。

#### （イ） 教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更はない。

#### （ウ） 教員組織の変更内容

本学では、令和8年度からの収容定員の変更に伴い、教育課程の実施に必要な教員組織の適正な整備を図ることとした。

食物栄養学科においては、入学定員を従前の70名から40名へ変更するにあたり、基幹教員を7名から6名とする。これにより、S/T比率は10.0から6.66となる。

幼児教育学科においては、入学定員を従前の120名から50名へ変更するにあたり、基幹教員を10名から7名とする。これにより、S/T比率は12.0から8.33となる。

いずれの学科においても、基幹教員は、専ら当該学科の教育研究に従事し、主要授業科目を担当する者で構成されている。定員変更後においても、短期大学設置基準に定める教育課程の実施に必要な教員数を確保しており、教育の質を維持しつつ、学生一人ひとりに対してよりきめ細やかな指導を行うことが可能な体制となる。

S/T 比率の改善により、教員が学生の学修状況や進路希望をより的確に把握し、個別性に配慮した学修支援・教育指導を実現できることから、教育の質の一層の向上が期待される。

(エ) 短期大学全体の施設・設備の内容変更

学則変更（収容定員変更）に伴う短期大学全体の施設・設備の変更はない。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)

### (1) 収容定員を変更する組織の概要

愛知学泉短期大学（以下、「本学」という。）は、学校法人安城学園を設置者とする高等教育機関である。1950（昭和 25）年に開学以来、地域社会に根ざした教育を展開し、実践的な専門知識と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成に努めてきた。

2026（令和 8）より、校名を「愛知学泉大学短期大学部」へ変更し、大学との教育・研究の連携を一層強化する計画である。

現在、本学は「食物栄養学科」「幼児教育学科」および「生活デザイン総合学科」の 3 学科を設置しており、食と健康、幼児教育と保育およびライフスタイルを自らデザインする領域において地域社会の基盤を支える専門職を養成している。

2026（令和 8）年度から、本学は次のとおり収容定員の変更を予定している。

- 食物栄養学科：入学定員 70 人 → 40 人（収容定員 80 人）
- 幼児教育学科：入学定員 120 人 → 50 人（収容定員 100 人）

これらの変更は、全国的および地域的な 18 歳人口の減少傾向、本学の近年の入学定員充足状況、ならびに競合校の動向を総合的に勘案し、教育の質を維持・向上させるための「収容定員の適正化」を図るものである。

### (2) 人材需要の社会的な動向等

#### 1. 全国および地域的な人口動態

リクルート進学総研「マーケットリポート 2024」によれば、全国の 18 歳人口は 2024 年の 106.7 万人から 2036 年には 94.2 万人へと減少し、約 12.5 万人の減少が見込まれている。

とりわけ本学の立地する東海エリア（愛知・岐阜・三重・静岡）では、同期間に約 1 万 8 千人の減少（133,555 人→115,589 人）が予測されており、大学・短期大学にとって引き続き厳しい進学環境が想定される。

#### 2. 地域志向性と進学傾向

同レポートによると、東海エリアの短期大学における地元残留率は 2015 年の 74.3% から 2024 年には 77.6% へと微増しており、地域志向が一層強まっている。

本学も例年、入学者の大半を地元（愛知県および隣接県）出身者が占めており、地域に根

ざした学生募集活動を継続することで、人口減少下においても一定の安定的な入学者確保が見込まれる。

### 3. 人材需要の社会的背景

食物栄養学科が養成する栄養士、および幼児教育学科が養成する保育士・幼稚園教諭はいずれも地域生活に直結するエッセンシャルワーカーであり、社会的需要は依然として高い。

特に、愛知県三河地域では高齢化と共働き世帯の増加に伴い、保育・栄養関連分野における専門人材の安定的供給が求められている。

このような地域的特性を踏まえ、本学は実践的専門職の養成機関として、今後も社会的使命を果たしていくことを重視している。

## (3) 学生確保の見通し

### 1. 定員充足状況と課題

過去5年間の入学定員充足率の推移をみると、食物栄養学科では令和4年度を除き定員未充足が続いている。令和7年度は入学定員70人に対し28人の入学者数にとどまり、入学定員充足率40%、収容定員充足率48%であった。

また幼児教育学科においても令和3年度以降定員未充足が続いており、令和7年度入学者は定員120人に対し26人(充足率22%)にとどまっている。

これらの状況を踏まえ、現実的な入学状況に見合った定員設定を行い、教育運営の実効性と質保証の両立を図るものである。

### 2. 学生募集体制の強化

本学では、学生募集委員会を中心に全学的な体制を構築し、地域人口減少を踏まえた学生募集計画を策定している。

具体的な取組は次のとおりである。

- 系列校・教育連携校との一層の連携強化：学園系列校を中心に高大接続型の教育連携を推進。
- ターゲットを絞った広報活動：オープンキャンパス、体験授業、地域イベント等への参加を通じ、個別最適化された募集活動を展開。
- デジタル広報の高度化：SNSによるペルソナ設定型情報発信、マーケティングオートメーション(MA)導入による興味喚起から出願までのデータ活用。
- 個別相談・進路支援の充実：高校教員や保護者との連携を深め、進学希望者への丁寧な対応を徹底。

- ・ 社会人入学の推進：現役高校生以外の層（社会人・再進学希望者）に対する受入策を拡充。

これらの施策を継続・発展させることで、新たな収容定員水準（食物栄養学科 40 人・幼児教育学科 50 人）を充足する見通しは十分にあると判断している。

#### **(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由**

##### **1. 実態との整合と教育の質保証**

現状の入学状況は、既存定員に対して実態的な乖離が生じている。これを是正することで、少人数教育の利点を活かし、学生一人ひとりに対する教育支援体制をより充実させることができる。

教員が個別指導や学修支援に注力できる環境を整備することにより、学修成果の可視化と質保証の強化を実現することが目的である。

##### **2. 競合校の動向との比較**

同種の 2 年制短期大学においても、定員の適正化が進められている。

- ・ 愛知みずほ短期大学（食物栄養学科：定員 40 人）は令和 7 年度のみ定員充足。
- ・ 名古屋文理大学短期大学部（食物栄養学科：定員 100 人）は未充足が続き、令和 9 年度より募集停止予定。
- ・ 岡崎女子短期大学（幼児教育学科：定員 120 人）、名古屋短期大学（保育科：定員 240 人）、豊橋創造大学短期大学部（幼児教育・保育科：定員 100 人）など近隣の競合校も同様に未充足傾向にある。

これらの状況を踏まえると、本学が実態に即して収容定員を縮小し、教育資源を集中させることは、競争力を維持する上でも合理的かつ妥当な対応である。

##### **3. 教育の高度化と AI 利活用による学修支援**

本学では、学修モデル「智・徳・体・感・行」に基づく自学・共学システム「学びの泉」を展開している。近年は AI（人工知能）時代に対応し、「学びの泉 with AI」へと進化させている。

具体的には、教員による教材開発・教育方法に AI を活用するとともに、学生が Notebook LM などの生成 AI を用いて教材や動画を要約・整理し、自主学修を深化させる仕組みを導入し、教育の質の向上に結ぶよう努めている。

このような AI 利活用教育は、少人数体制において特に効果的であり、教育の質向上と個別最適化を同時に実現できる。

##### **4. 就職支援体制と成果**

本学では、各学科に就職委員を配置し、就職課との連携により、学生個々の進路希望・適性を踏まえた支援を行っている。助手は学生にとって身近なメンターとして機能し、支援の取りこぼしを防いでいる。

さらに、キャリア教育、筆記試験・公務員試験対策、学内合同企業説明会の開催など、体系的な進路支援を実施している。

その結果、就職希望者の就職率は100%を維持しており、卒業生の9割以上が就職内定者となっている。

## 5. 地域社会への貢献と今後の展望

栄養士および保育士・幼稚園教諭はいずれも地域生活を支える重要職である。

本学は愛知県三河地域において、永年に亘りこれらの人材養成機関としての使命を果たしており、引き続きこれを担い、地域の持続的発展に寄与していく所存である。

定員の適正化は単なる縮小ではなく、教育の質的転換を目指す戦略的施策であり、「地域に信頼される教育機関」としての責務を今後も果たしていく。

## まとめ

以上のとおり、本学における収容定員変更は、人口動態の変化、地域人材需要、入学実績、教育の質保証、AI時代の教育変革等を総合的に勘案したものである。

新たな定員規模のもとで、学生の学修環境を充実させ、地域社会に貢献する栄養士、保育士、幼稚園教諭の養成を引き続き推進していく。

## 【資料 1】収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

### ○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	愛知県	114人	74. 5%
2	静岡県	13人	8. 5%
3	長野県	6人	3. 9%
4	岐阜県	4人	2. 6%
5	三重県	4人	2. 6%
	全 体	153人	100. 0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合や収容定員の増加に係る学則変更認可申請の場合に作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

### ○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	愛知県	97. 50%	85. 94%	67. 19%
2				

※ 2 校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

### ○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	家政系学科（短大）	112. 86%	67. 14%	58. 57%
2	教育系学科（短大）	56. 67%	60. 83%	43. 33%
3	その他学科（短大）	126. 92%	119. 23%	93. 85%

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

**【資料2】既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）**  
**大学学部学科等名：愛知学泉短期大学食物栄養学科**

別紙2-1

(大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。)

**1. 各選抜方法の状況**

		R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平均
総合型選抜	募集人数	16人	16人	16人	16人	16人	16人
	延べ人数	17人	24人	19人	18人	10人	18人
	志願者数	17人	24人	19人	18人	10人	18人
	受験者数	17人	24人	19人	18人	10人	18人
	合格者数	17人	24人	19人	18人	10人	18人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	実人数	17人	24人	19人	18人	10人	18人
	志願者数	17人	24人	19人	18人	10人	18人
	受験者数	17人	24人	19人	18人	10人	18人
学校推薦型選抜	合格者数	17人	24人	19人	18人	10人	18人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	入学者数	17人	24人	19人	18人	9人	17人
	募集人数	27人	27人	27人	27人	27人	27人
	延べ人数	32人	39人	60人	26人	28人	37人
	志願者数	32人	39人	60人	26人	28人	37人
	受験者数	32人	39人	60人	26人	28人	37人
	合格者数	32人	38人	58人	26人	28人	36.4
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
一般選抜	辞退者数	1人	0人	1人	1人	0人	0.4
	実人数	32人	39人	60人	26人	28人	37
	志願者数	32人	39人	60人	26人	28人	37
	受験者数	32人	39人	60人	26人	28人	37
	合格者数	32人	38人	58人	26人	28人	36.4
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	1人	0人	1人	1人	0人	0.4
	入学者数	31人	38人	58人	25人	28人	36
	募集人数	23人	23人	23人	23人	23人	23
	延べ人数	11人	9人	7人	7人	3人	7.4
共通テスト利用入試	志願者数	11人	9人	7人	5人	3人	7人
	受験者数	11人	9人	7人	5人	3人	6.2
	合格者数	10人	9人	4人	5人	3人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	7人	6人	3人	2人	2人	4
	実人数	8人	8人	6人	6人	3人	6.2
	志願者数	8人	8人	6人	5人	3人	6
	受験者数	8人	8人	6人	5人	3人	5.4
	合格者数	7人	8人	4人	5人	3人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
その他特別選抜	辞退者数	4人	5人	3人	2人	2人	3.2
	入学者数	3人	3人	1人	3人	1人	2.2
	募集人数	4人	4人	4人	4人	4人	4
	延べ人数	4人	4人	2人	3人	1人	2.8
	志願者数	4人	4人	2人	3人	1人	2.8
	受験者数	4人	4人	2人	3人	1人	1.8
	合格者数	2人	4人	1人	1人	1人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	2人	2人	1人	1人	1人	1.4
	入学者数	0人	2人	0人	0人	0人	0.4
合計	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	延べ人数	3人	1人	1人	1人	4人	2
	志願者数	3人	1人	1人	1人	3人	1.8
	受験者数	3人	1人	1人	1人	3人	1.8
	合格者数	3人	1人	1人	1人	0人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人	0.2
	実人数	3人	1人	1人	1人	4人	2
	志願者数	3人	1人	1人	1人	3人	1.8
	受験者数	3人	1人	1人	1人	3人	1.8
	合格者数	3人	1人	1人	1人	0人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人	0.2
	入学者数	3人	0人	1人	1人	3人	1.6
	募集人数	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	延べ人数	67人	77人	89人	55人	46人	67人
	志願者数	67人	77人	89人	53人	45人	66人
	受験者数	64人	76人	83人	51人	45人	64人
	合格者数	64人	76人	83人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	10人	9人	4人	4人	4人	6人
	実人数	64人	76人	88人	54人	46人	66人
	志願者数	64人	76人	88人	53人	45人	65人
	受験者数	61人	75人	83人	51人	45人	63人
	合格者数	61人	75人	83人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	7人	8人	4人	4人	4人	5人
	入学者数	54人	67人	79人	47人	41人	58人

**3. 入学定員充足率**

	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平均
入学定員	70人	70人	70人	70人	70人	70
入学定員充足率	0.77	0.96	1.13	0.67	0.59	0.82
歩留率	0.84	0.88	0.95	0.92	0.91	0.90

(備考) 特記事項がある場合は記載すること。

**【資料3】既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）**  
**大学学部学科等名：愛知学泉短期大学幼児教育学科**

別紙2-2

(大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。)

**1. 各選抜方法の状況**

		R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平均
総合型選抜	募集人数	28人	28人	28人	28人	28人	28人
	延べ人数	15人	20人	15人	18人	7人	15人
	志願者数	15人	20人	15人	18人	7人	15人
	受験者数	15人	20人	15人	18人	7人	15人
	合格者数	15人	20人	15人	18人	7人	15人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	実人数	15人	20人	15人	18人	7人	15人
	志願者数	15人	20人	15人	18人	7人	15人
	受験者数	15人	20人	15人	18人	7人	15人
学校推薦型選抜	合格者数	15人	20人	15人	18人	7人	15人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	15人	19人	15人	18人	7人	15人
	募集人数	50人	50人	50人	50人	50人	50人
	延べ人数	59人	48人	51人	45人	51人	51人
	志願者数	59人	48人	51人	45人	50人	50人
	受験者数	59人	48人	51人	45人	50.2	50.2
	合格者数	59人	48人	51人	45人	0人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
一般選抜	辞退者数	4人	3人	0人	0人	1人	1.6
	実人数	59人	48人	51人	45人	45人	50.6
	志願者数	59人	48人	51人	45人	45人	50.2
	受験者数	59人	48人	51人	45人	50.2	50.2
	合格者数	59人	48人	51人	45人	45人	50.2
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	4人	3人	0人	0人	1人	1.6
	入学者数	55人	45人	48人	51人	44人	48.6
	募集人数	36人	36人	36人	36人	36人	36
	延べ人数	8人	4人	5人	6人	2人	5
共通テスト利用入試	志願者数	8人	3人	5人	6人	2人	5人
	受験者数	8人	48人	51人	45人	45人	50.2
	合格者数	8人	48人	51人	45人	45人	50.2
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	7人	3人	0人	2人	1人	2.6
	実人数	8人	4人	5人	4人	2人	4.6
	志願者数	8人	3人	5人	4人	2人	4.4
	受験者数	8人	3人	4人	2人	2人	4
	合格者数	8人	3人	4人	2人	0人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
その他特別選抜	辞退者数	7人	3人	0人	1人	1人	2.4
	入学者数	1人	0人	3人	3人	1人	1.6
	募集人数	6人	6人	6人	6人	6人	6
	延べ人数	4人	2人	1人	3人	3人	2.6
	志願者数	4人	2人	1人	3人	3人	2.6
	受験者数	2人	2人	1人	2人	3人	2
	合格者数	2人	2人	1人	2人	0人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	2人	1人	1人	1人	3人	1.6
	入学者数	0人	1人	0人	1人	0人	0.4
合計	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	延べ人数	志願者数	0人	0人	2人	0人	0.4
	受験者数	0人	0人	2人	0人	0人	0.4
	合格者数	0人	0人	2人	0人	0人	0.4
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	0人	0人	2人	0人	0人	0.4
	志願者数	0人	0人	2人	0人	0人	0.4
	受験者数	0人	0人	2人	0人	0人	0.4
	合格者数	0人	0人	2人	0人	0人	0.4
3. 入学定員充足率	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	0人	0人	2人	0人	0人	0.4
	募集人数	120人	120人	120人	120人	120人	120人
	延べ人数	志願者数	86人	74人	73人	78人	74人
入学定員	受験者数	86人	73人	71人	78人	57人	73人
	合格者数	84人	73人	69人	76人	57人	72人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	13人	8人	1人	3人	5人	6人
	入学者数	71人	65人	68人	73人	52人	66人

**3. 入学定員充足率**

	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平均
入学定員	120人	120人	120人	120人	120人	120
入学定員充足率	0.59	0.54	0.57	0.61	0.43	0.55
歩留率	0.85	0.89	0.99	0.96	0.91	0.92

(備考) 特記事項がある場合は記載すること。

【資料4】既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）  
大学学部学科等名：愛知学泉短期大学生活デザイン総合学科

別紙2-3

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平均
総合型選抜	募集人数	30人	30人	30人	30人	30人	30人
	延べ人数	49人	56人	45人	51人	38人	48人
	志願者数	49人	56人	45人	51人	38人	48人
	受験者数	49人	56人	45人	51人	38人	48人
	合格者数	49人	56人	45人	51人	38人	48人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	0人	0人	0人	1人	0人
	実人数	49人	56人	45人	51人	38人	48人
	志願者数	49人	56人	45人	51人	38人	48人
	受験者数	49人	56人	45人	51人	38人	48人
学校推薦型選抜	合格者数	49人	56人	45人	51人	38人	48人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	0人	0人	0人	1人	0人
	入学者数	48人	56人	45人	51人	37人	47人
	募集人数	53人	53人	53人	53人	53人	53人
	延べ人数	103人	120人	120人	99人	77人	104人
	志願者数	103人	120人	120人	97人	77人	103人
	受験者数	103人	120人	117人	97人	77人	102
	合格者数	101人	117人	118人	97人	77人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
一般選抜	辞退者数	4人	0人	4人	2人	2人	2.4
	実人数	103人	120人	120人	99人	77人	103.8
	志願者数	103人	120人	120人	97人	77人	103.4
	受験者数	103人	120人	117人	97人	77人	102
	合格者数	101人	117人	118人	97人	77人	0
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	4人	0人	4人	2人	2人	2.4
	入学者数	97人	117人	114人	95人	75人	99.6
	募集人数	39人	39人	39人	39人	39人	39
	延べ人数	26人	23人	14人	18人	13人	18.8
共通テスト利用入試	志願者数	24人	23人	14人	18人	13人	18人
	受験者数	21人	16人	10人	17人	13人	15.4
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	うち追加合格者数	8人	6人	5人	9人	6人	6.8
	辞退者数	23人	22人	10人	15人	9人	15.8
	実人数	21人	22人	10人	15人	9人	15.4
	志願者数	19人	16人	10人	15人	9人	13.8
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	合格者数	6人	6人	5人	7人	2人	5.2
	うち追加合格者数	13人	10人	5人	8人	7人	8.6
その他特別選抜	辞退者数	8人	8人	8人	8人	8人	8
	募集人数	12人	12人	9人	8人	6人	9.4
	延べ人数	12人	12人	9人	8人	6人	9.4
	志願者数	10人	7人	4人	5人	3人	5.8
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	合格者数	8人	7人	4人	5人	3人	5.4
	うち追加合格者数	12人	12人	9人	8人	6人	9.4
	辞退者数	12人	12人	9人	8人	6人	9.4
	実人数	10人	7人	4人	5人	3人	5.8
	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
合計	辞退者数	8人	7人	4人	5人	3人	5.4
	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	延べ人数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	志願者数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	受験者数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	合格者数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	志願者数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	受験者数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	合格者数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	1人	0人	1人	1人	3人	1.2
	募集人数	130人	130人	130人	130人	130人	130人
	延べ人数	191人	211人	189人	177人	137人	181人
	志願者数	189人	211人	189人	175人	137人	180人
	受験者数	182人	196人	178人	171人	134人	172人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	21人	13人	13人	16人	12人	15人
	辞退者数	188人	210人	185人	174人	133人	178人
	実人数	186人	210人	185人	172人	133人	177人
	志願者数	180人	196人	178人	169人	130人	171人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	19人	13人	13人	14人	8人	13人
	うち追加合格者数	161人	183人	165人	155人	122人	157人

3. 入学定員充足率

	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平均
入学定員	130人	130人	130人	130人	130人	130
入学定員充足率	1.24	1.41	1.27	1.19	0.94	1.21
歩留率	0.88	0.93	0.93	0.91	0.91	0.91

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

## 【資料5】既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙3

### ①募集を行った学科等名称及び取組の名称：愛知学泉短期大学のオープンキャンパス

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	793人	628人	①取組概要 受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、既設組織の特色や養成する人材像の紹介、模擬授業、在学生との懇談、施設案内を実施。
うち受験対象者数(b)	538人	386人	R5年度入試対象（R4開催）：計5回開催（6/5. 7/9. 7/10. 8/6. 8/27）
うち受験者数(c)	318人	250人	R6年度入試対象（R5開催）：計4回開催（6/4. 7/16. 8/5. 8/26）
うち入学者数(d)	302人	242人	②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 少子化や全国的な短大希望者の減少などが要因と分析。
(受験率 c/b)	59.1%	64.8%	
(入学率 d/b)	56.1%	62.7%	

### ②募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)			①取組概要
うち受験対象者数(b)			②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験者数(c)			
うち入学者数(d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

### ③募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)			①取組概要
うち受験対象者数(b)			②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験者数(c)			
うち入学者数(d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

### ④募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)			①取組概要
うち受験対象者数(b)			②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験者数(c)			
うち入学者数(d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

### ⑤募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R5年度入試	R6年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)			①取組概要
うち受験対象者数(b)			②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験者数(c)			
うち入学者数(d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

## 教 員 名 簿

学長又は校長の氏名等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現職 (就任年月)
-	学長	アンドウ マサト 安藤 正人 <平成16年4月>		医学博士		愛知学泉短期大学学長 (令和7年4月～令和10年3月)